

議 長 日程第9「議案第7号松田町外二ヶ町組合規約の変更について」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第7号松田町外二ヶ町組合規約の変更について。松田町外二ヶ町組合規約を変更することについて、別紙のとおり協議する。令和2年3月3日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。第二東海自動車道の建設事業により、組合所有地が追加買収されたため、松田町外二ヶ町組合規約の変更が必要となり、地方自治法第286条第1項の規定により協議の必要が生じたので、同法第290条の規定により提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、議案第7号松田町外二ヶ町組合規約の変更についてを説明させていただきます。

変更の理由につきましては、第二東海自動車道の建設事業に当たり、平成25年に松田町、大井町、開成町で所有する土地の売買契約が締結されました。現在、工事が進められているところでございます。その工事中のボーリング調査で断層の異なる状況が確認され、橋梁形式が見直されることに伴い、追加の土地買収が生じ、組合で所有します土地の面積が減少することにより、今回規約の変更が生じたものでございます。追加買収の内容につきましては、現在、建設中の中津川橋の橋梁部分でございまして、面積136.89平方メートル、金額につきまして14万9,210円となります。

それでは、4枚おめくりいただきまして、参考資料1をごらんいただきたいと思っております。表の中段のやや下の下線部分でございます。松田町松田庶子追平2067番4。現行面積が3,645平方メートルから、今回の減少する面積136.89平方メートルを差し引いた面積が、改正後の3,508平方メートルとなる改正でございます。登記の財産目録上、単位は整数整理されますので、四捨五入ということで137平方メートルの減少ということになります。

1枚お戻りいただきまして、改正本文の3ページでございます。附則ですが、この規約は許可の日から施行する。許可の日につきましては、構成する町ごとに

議会の議決を得た後、神奈川県知事に申請をいたしまして、規約の変更許可を受けることとなりますので、その許可を受けた日から施行となります。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 1点ですね、お聞かせ願いたいと思います。地番のですね、松田町松田庶子追平の2067番の4がですね、3,645平米から3,508平米になるということで。今ですね、四捨五入をしてですね、面積が3,508平米になったという説明があったと思いますが、それは登記上の面積がという意味でしょうか。たしか、登記のほうはですね、面積については切り捨てと。平方メートル未満の数字はですね、切り捨てというふうに記憶していますが。その点についてですね、違いとしては1平米の違いになるとは思いますが、その点について確認をお願いをしたいと思えます。

参事兼総務課長 まず、財産目録の面積につきましては、土地登記簿謄本に記載されている地積を記載してございます。分筆登記に地積測量図を添付してございますけれども、その記載内容につきましては、追平2067番4の地積については、正確には3645.2948725平方メートルというような表記でございます。（「もう一回言ってください」の声あり）すいません、現行はですね、3645.2948725平方メートルです。今回の買収地積につきましては、136.8989380というような地積でございます。先ほど申し上げた登記簿上ですね、整数整理されますので、137平方メートルということで、差し引き3508.3959345平方メートルというものでございます。（「もう一回言ってください」の声あり）3508.3959345平方メートルでございます。先ほど申しましたように、地積については整数どめということになってございますので、3,508平方メートルの表示ということになってございます。以上です。

議 長 ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行います。議案第7号松田町外二ヶ組合規約の変更についてについて、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開は10時20分といたします。 (10時05分)